

第11回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第11回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年4月11日受付

この申請は賃貸借による露天駐車場用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号2 令和6年4月12日受付

この申請は、売買による、一般住宅用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号3 令和6年4月22日受付

この申請は分家住宅建設のための使用貸借権設定による農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号4 令和6年4月22日受付

この申請は、売買による、一般住宅建設のための農地転用です。

<申請内容について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第 11 回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
新聞記事に掲載された「2050 までに消滅可能性のある自治体」というものが
県下 20 自治体あり、その中に玉村町も入っていた。人口が減ってくると農家も
減り、放棄地や遊休農地が増えてくると思われるので、見回りや対策を行って
いきたい。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行を
お願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 3 番 横堀 委員 4 番 塚越 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の村田係長を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

<申請内容について説明>

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号2 令和6年4月12日受付

この申請は、売買による、一般住宅用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

議長 : それでは、番号2について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号3 令和6年4月22日受付

この申請は分家住宅建設のための使用貸借権設定による農地転用です。

設定人は 吾妻郡草津町草津 18-1 横堀 明 さん

被設定人は 太田市大原町 1149-6 ピュアタウンⅡ-1 岩村 健太 さん

申請地は 玉村町角刈 5269-1 298 m² 地目:畑

申請理由は、「永住できる場所に持家を建てて移り住みたいと考えていたところ、祖父が土地を提供してくれることになったため」とのことです。

農地の判断については、隣接する農地はなく、第2種農地に該当します。転用

しても周囲の農地に与える影響は少なく、問題はないと考えます。

雨水の処理については、敷地内浸透する計画となっています。

農振の除外は平成元年にされており、目的等は不明ですが、関係部署とは協議済です。

議長：それでは、番号3について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局：次に、番号4 令和6年4月22日受付
この申請は、売買による、一般住宅建設のための農地転用です。

<申請内容について説明>

議長：それでは、番号4について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 玉村町長からの諮問（農業委員の辞任）について、事務局より説明をお願いいたします。

玉村町長より、新井宏美委員から辞任の申出を受けたとのことで諮問があった。任命したのは町長なので、辞表は町長あてに出て決定も町長が行うが、この件について農業委員会に意見を求められている。新井宏美委員は病気の診断を受けたとのことで、家族および本人から職務の遂行が難しいとの説明があった。農業委員会として、新井宏美委員の辞任についての意見について協議いただきたい。

<新井宏美委員は一時退出>

議 長 : それでは、議案第2号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第2号について、農業委員会としては新井宏美委員の辞任について、特に**意見なし**と回答することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第2号は町に対し**意見なし(辞任を認める)**回答することで決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○最適化交付金の配分について

令和5年分の最適化交付金（最適化活動の報酬として国からくるお金）250万円を、実績に応じ旧委員と現委員に配分する。分け方については別紙資料のとおり。

○農業委員会だよりについて

4月15日に支部長経由で全農家に配布した。

○地域計画について

地域計画については別紙の資料のとおり。

○じゃがいもたまねぎの管理（草とり）について

草が生えてくるのでどこかで草取りをしたい。

→除草について、5月10日（金）の14時から行いたい。都合がつく方は芝根圃場に集合し作業を実施する。

○懇親会について

本日18時から三和食堂で懇親会を行います。

欠席の報告は新井宏美委員、深町委員、横堀徳壽委員。

○会費の集金について

宴会や旅行で使うための資金を次回会議時に各5万円を集めたい。

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。